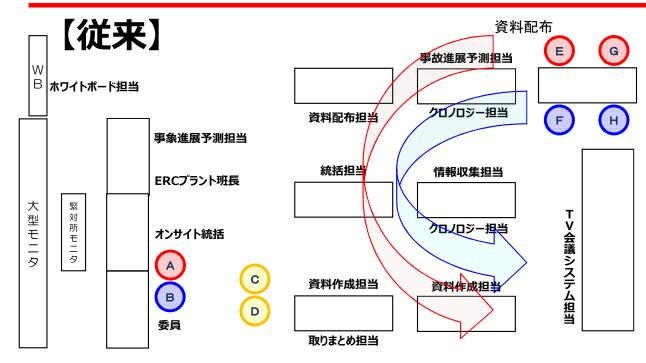
当社リエゾンの ERC プラント内配置

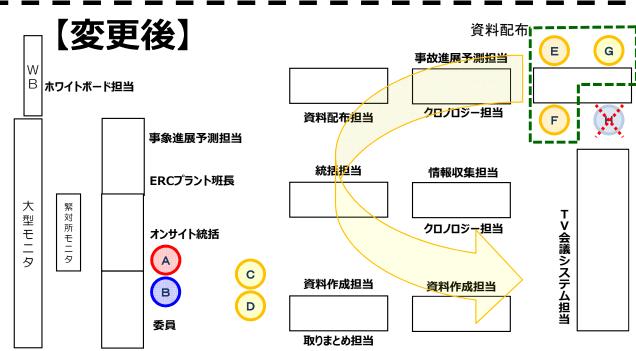


● 1F対応

2F対応

一 共通

	記号	名称	役割	対応場所	
	Α	1F説明		│ - プラント状況フォロー │	
Ī	В	2F説明	フランド状況フォロー	ブース内対応必須	
	O	リエゾンまとめ	説明者フォロー	ノーへ内対心必須	
	D	QAホットライン			
	Ш	1F資料配布	ERCフロントバック ヤード資料配布 メール情報打ち出し	ブース外対応可	
	F	2F資料配布			
	G	1F資料準備			
	Н	2F資料準備		/一ル旧刊1つ出し	





記号	名称	役割	対応場所	
Α	1F説明	プラント状況フォロー		
В	2F説明	ノフンド仏がフォロー	ブース内対応必須	
С	リエゾンまとめ	説明者フォロー		
D	QAホットライン	即応センター中継	多能化	>
E				
F	資料配布·準備	ERCフロントパック	ブース外対応可	
G I		ヤード資料配布 		

E,F,Gはメールの直接受信等の環境整備後、 削減可能(紙媒体での配布取り止め)

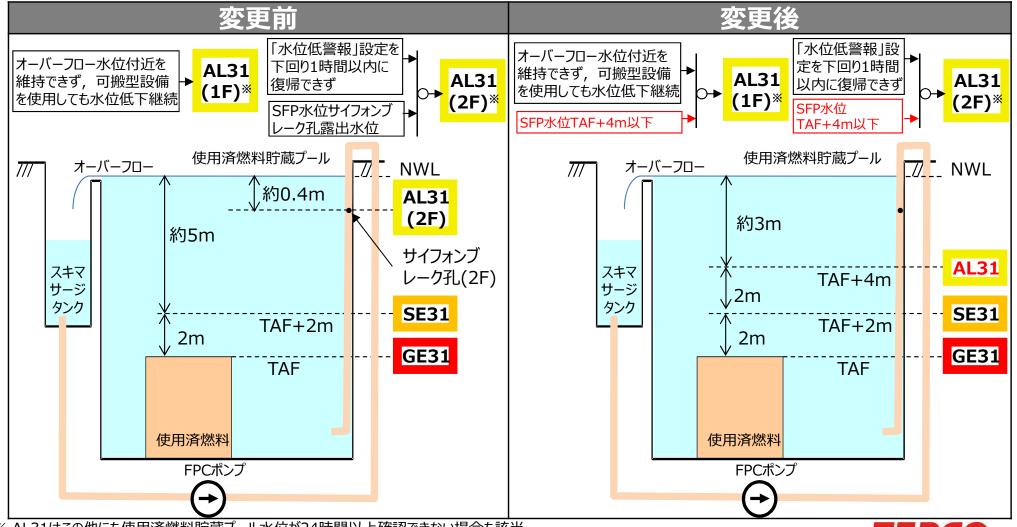


変更内容

EALの見直し(1F,2FのSFP水位)

■ 1F,2FのAL31の基準については、現在の基準をベースにSFP水位がTAF+4m 以下に達した場合は、継続時間無しで該当する運用に変更

1F,2FのSFP水位に関するEAL基準



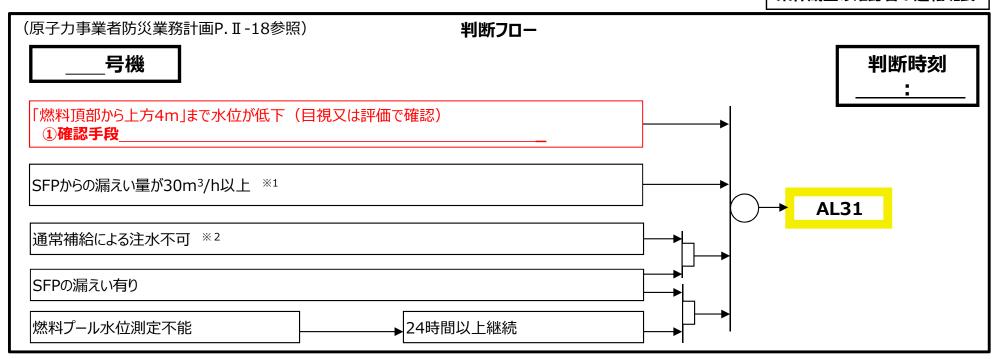
1F

ᄃᄮᅜᆓᄆ

AI21

条件成立の確認者:運転班長

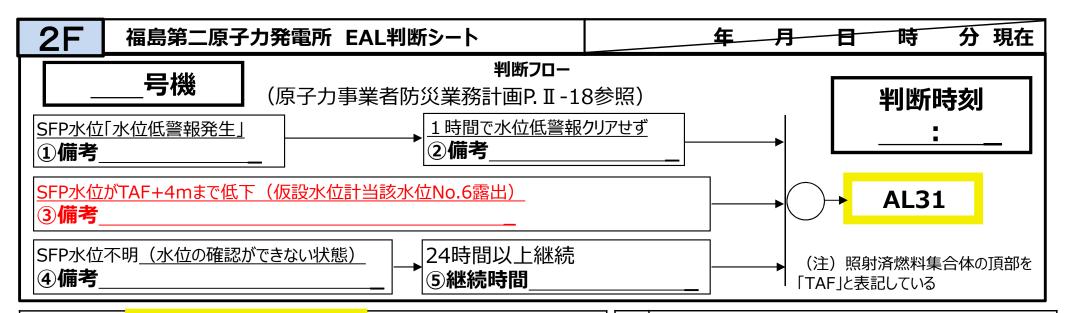
時



DW/D

EAL番号	AL31	BWR	
EAI略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ		
EAL	位を維持できないこと, 又は当該貯蔵槽 定できないこと。		
規制庁解説	るが、当該貯蔵槽の水位が低該貯蔵槽への注水機能に何意的判断基準とする。また、当場合において、当該貯蔵槽のるときは、上記と同様な状況にいという何らかの異常が継続し判断基準とする。 「一定時間」とは、測定できを実施するまでに必要な時間で使用済燃料貯蔵槽の水位	城槽への注水が実施され水位の回復が図られ 低下し、その水位を維持できない場合には当らかの異常があると考えられることから、警戒事 当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある の水位を一定時間以上測定できない状況にあ こある可能性があること及び水位を測定できな ていると考えられることから併せて警戒事態の ない状況を解消するために準備している措置 をいう。 を維持できないこと」とは、可搬型を含む全て 位を維持できないこと又は維持できないおそれ	

- (1)「水位を維持できないこと」とは、漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、可搬型を含む全ての設備による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態、又は照射済燃料集合体の頂部から上方4mの水位に達することを目視又は評価により確認した場合をいう。
- (2)「一定時間以上測定できないこと」とは、水位を維持できていないことが疑われる状況(漏えい等を確認)において、何れの手段によっても一定時間以上当該貯蔵槽の液面の位置が確認できない状態をいう。なお、一定時間とは24時間を目安とする。
- (3)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。
- (4)本基準は<mark>照射</mark>使用済燃料集合体が使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。
- ※1:通常補給を行っても水位が回復しない漏えい量
- ※2:1~3号機は既設送水ポンプ、5・6号機は復水移送ポンプ、 共用プールは補給水ポンプ



EAL番号	AL31	BWR	
EAI略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ		
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと,又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。 (※1)		
事業者解釈	(1)「水位を維持できないとき」とは が漏えい又は蒸発などにより「水位 搬型を含む全ての設備による水神 が復帰できない状態,又は照射 メートルとなる数位を検知した状態 照射済燃料集合体の頂部から上 計の接点No.6が露出した状 (2)「水位を一定時間以上測定で 蔵プールの水位計,監視カメラ等 状態が24時間以上継続した場	が低警報」設定水位を下回り、可能合を行っても1時間以内に水位 済燃料集合体の頂部から上方4 まをいう。 方4メートルとなる水位とは水位態をいう。 できないとき」とは、使用済燃料貯	

(※1)原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。) 第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に 適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制 定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電 用原子炉の設置,運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第3号の下欄に 掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外 となる。)

通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水 位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、そ の水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機 能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態 の判断基準とする。

また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場 規 合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定で きないときは、上記と同様な状況にある可能性があること 庁 及び水位を測定できないという何らかの異常が継続して いると考えられることから、併せて警戒事態の判断基準と 説 する。

制

「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準 備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可 搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持 できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。